

(業界団体宛)

令和6年10月30日  
金融庁

## デジタル原則に照らした書面揭示等規制の見直しについて

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル臨時行政調査会における議論を踏まえて策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、政府として、各種アナログ規制の見直しを進めているところです。

この一環として、金融庁においても、従前、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)により書面揭示等が義務づけられていた事項について、ウェブサイトがある場合には、追加的にインターネットでの公表義務を課す旨を規定する関係法令の整備(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)を行ったところであり、当該改正については令和6年11月1日から施行される予定です。

今般のアナログ規制の見直しは、経済社会の生産性向上や国民の利便性の向上等の観点から実施するものであり、貴協会会員に運用を委託する投資法人においても適切に御対応いただくよう、貴協会におかれては下記の事項について徹底をお願いいたします。

### 記

貴協会会員に運用を委託する投資法人において別紙の条項に基づく対応が適切になされるよう、貴協会から貴協会会員宛に周知すること。

以上

(個社宛)

令和6年10月30日  
金融庁

## デジタル原則に照らした書面揭示等規制の見直しについて

平素より金融行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタル臨時行政調査会における議論を踏まえて策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会決定)に基づき、政府として、各種アナログ規制の見直しを進めているところです。

この一環として、金融庁においても、従前、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)により書面揭示等が義務づけられていた事項について、ウェブサイトがある場合には、追加的にインターネットでの公表義務を課す旨を規定する関係法令の整備(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)を行ったところであり、当該改正については令和6年11月1日から施行される予定です。

今般のアナログ規制の見直しは、経済社会の生産性向上や国民の利便性の向上等の観点から実施するものであり、貴社におかれても適切に御対応いただくよう、下記の事項について徹底をお願いいたします。

### 記

別紙の条項に基づく対応を適切に行うこと。

以上